

JIS

遠心冷凍機

JIS B 8621 : 2019

(JRAIA/JSA)

平成 31 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒 井 信 介	横浜国立大学
(委員)	伊 藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	宇 治 公 隆	首都大学東京（公益社団法人土木学会）
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 田 慶一郎	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	鎌 田 実	東京大学
	河 村 真紀子	主婦連合会
	佐 伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	高 田 祥 三	早稲田大学
	高 増 潔	東京大学
	千 葉 光 一	関西学院大学
	寺 澤 富 雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	長 井 寿	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	長 田 三 紀	全国地域婦人団体連絡協議会
	奈 良 広 一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西 江 勇 二	一般財団法人研友社
	福 田 泰 和	一般財団法人日本規格協会
	槇 徹 雄	東京都市大学
	三 谷 泰 久	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 59.10.1 改正：平成 31.3.20

官 報 公 示：平成 31.3.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本冷凍空調工業会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3432-1671)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類及び標準機器構成	4
4.1 種類	4
4.2 標準機器構成	5
4.3 電源	6
5 定格条件	6
5.1 標準定格条件	6
5.2 応用定格条件	6
5.3 汚れ係数	6
5.4 部分負荷	6
6 試験方法	9
7 合否判定	10
7.1 一般	10
7.2 機能試験	10
7.3 性能試験	10
8 検査項目	10
8.1 形式検査項目	10
8.2 受渡検査項目	11
9 表示及び受渡図書	11
9.1 表示	11
9.2 受渡図書	11
附属書 A (規定) 冷凍機の試験, 記録及び算定方法	12
附属書 B (規定) 圧力損失試験	21
附属書 C (規定) 騒音試験	23
附属書 D (規定) 期間成績係数の算定方法	25
解 説	29

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本冷凍空調工業会（JRAIA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS B 8621:2011** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

遠心冷凍機

Centrifugal water chillers

1 適用範囲

この規格は、遠心圧縮機、圧縮機駆動用電動機、蒸発器、水冷凝縮器、附属冷媒配管、制御装置などによって冷凍サイクルを構成し、水の冷却又は加熱を行う遠心冷凍機（以下、冷凍機という。）で、この規格の標準定格に従った冷凍能力又はヒートポンプ加熱能力が、150 kW 以上の冷凍機について規定する。

なお、この規格は、温度 35 °C において飽和蒸気圧力が 3 MPa 以下の実用的な冷媒を使用する冷凍機に適用し、水以外のブラインを用いて冷却及び加熱するもの、並びに飲用に供するものには適用しない。

注記 この規格で用いる圧力はゲージ圧力である。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 8240 冷凍用圧力容器の構造

JIS Z 8731 環境騒音の表示・測定方法

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

定格

あらかじめ定めた冷凍機の製作基準で作動させたときの特性。標準定格と応用定格とがある。

3.2

標準定格

この規格で定めた標準定格条件を冷凍機の製作基準としたときの定格。

3.3

応用定格

標準定格条件以外の条件を冷凍機の製作基準としたときの定格。

3.4

定格冷凍能力

冷凍機を標準定格条件又は応用定格条件で運転したとき、蒸発器を通過する冷水から除去する熱量。

ヒートポンプ加熱専用形の場合は熱源冷凍能力、熱回収形の場合は熱回収冷凍能力という。単位：kW。